

平成28年3月16日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 まち・ひと・しごと課長 小 野 清 人 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成28年3月16日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案第18号 平成28年度上峰町一般会計予算の訂正
- 日程第2 議案審議
議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第3 議案第6号 上峰町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例
- 日程第4 議案第7号 上峰町小学校入学祝金支給条例
- 日程第5 議案第11号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第13号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第19号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第20号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第21号 平成28年度上峰町土地取得特別会計予算
- 日程第11 議案第22号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第24号 上峰町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約に係る協議について

午前10時10分 開議

○議長（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第18号 平成28年度上峰町一般会計予算の訂正

○議長（碓 勝征君）

日程第1. 議案第18号 平成28年度上峰町一般会計予算の訂正。

これから議題といたします。

町長からの説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案第18号 平成28年度上峰町一般会計予算、この議案につきましては、内容の一部に再

度精査を要するものが生じたため、当該予算案の一部を訂正させていただきたく、措置をお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号 平成28年度上峰町一般会計予算の訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 平成28年度上峰町一般会計予算の訂正を許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第5号

○議長（碓 勝征君）

日程第2. 議案審議。

議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

1つお尋ねいたします。

議案書の新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思いますが、ここで、現行は「審査会の庶務は、総務課で処理する。」となっているのが、改正後は「まち・ひと・しごと創生室で処理する。」というふうになっておりますけれども、これは総務課で所管してもいいんじゃないかという気がいたしますが、なぜまち・ひと・しごと創生室のほうに所管を移すのか、説明をお願いします。

○総務課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

この件につきましては、事務分掌の変更、まち・ひと・しごと創生室ができたときに事務分掌を移動させております。その際にこの庶務につきましては総務課からまち・ひと・しごと創生室のほうに動かすということにしておりましたが、現在議論をいただいておりますこの条例について、その変更の手続が済んでおりませんでしたので、今回お願いしておるということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（碓 勝征君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第6号

○議長（碓 勝征君）

日程第3．議案審議。

議案第6号 上峰町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第7号

○議長（碓 勝征君）

日程第4．議案審議。

議案第7号 上峰町小学校入学祝金支給条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（吉富 隆君）

あくまでもお尋ねでございますが、小学校入学とともに20千円の祝い金を出すということでございますが、1年生から6年生まで義務教育を受けるわけですよね。その6年間を上峰小学校に在籍しておかなければならないものなのか。

それと、例えば、家庭の事情、また、そこのお父さんあたりが転勤をしたといったときに、単身赴任ならいいんだけど、そのまま家族ぐるみ転出したときにはどうなるのと。うちは自衛隊さんたちの御異動というのが激しいので、そういったこともなるのではないか、その辺のお考えはどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉富議員の1年生から6年生までいなければいけないのかというお尋ねに対して、お答えをいたします。

今回の祝い金は入学時に上峰町に在籍していらっしゃる方についてしておりますので、2年生以降、転勤されても、それは条例には関係ないところでございます。あくまでも入学時にいらっしゃった方にお祝い金として出します。これは小さいときに子育てをされてすぐ転出される方が多かったので、その方を上峰町の小学校に引きとどめたいという趣旨でしております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

条例には関係なとか今言われたんだけど、何のため条例つくるんですか、そしたら。1年生のときにお祝い金を出す、すばらしいことだと思うよ。しかしながら、その条例をつくるんだから、条例にはそういった文言が入っていないのでどうなのかということなので、

やっぱりきちっとした答弁をしてもらわないと、いろいろなことを議員さんたちは聞かれるわけですよ。これ、1年生がちょっと異動したらどうなるのとか。僕は聞かれたから、そうお尋ねをしているんですよ。今、条例に関係ないというふうなことはね、あり得ない。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

済みません、大変申しわけない。条例に関係ないと言ってしまいました。条例に規定することで入学祝い、1年生にいたときに入学祝いをするという趣旨で御案内いたしました。大変申しわけございませんでした。

○7番（吉富 隆君）

そのようにお答えをさせていただければ、二度も三度もお尋ねすることにはならないので、しっかりしてくださいよ。新しい事業ですから。走り書きがないのでお尋ねしたんですからね。要するに、もう1年生に入学したらお祝い金出しますよということで理解しておけばいいわけですね。はい、わかりました。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○1番（向井 正君）

これも確認でございますが、祝い金の受給資格なんですけど、「町の住民基本台帳に記録されている者」とございまして、例えば、町外の私立小学校へ入学される場合は対象になるのか、お尋ねいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

町外の私立に行かれる方については対象になりません。

以上です。

○6番（井上正宣君）

7番議員の質問の関連でございますが、この祝い金については、特に自衛官の方、二、三年で異動をされる場合があるんですね。だから、祝い金をもらってすぐもう異動ということになると、何か食い逃げみたいな感じになるわけですが、ある程度5年以上か10年以上定住を原則とするというような条件をつけないと、むやみやたらにこの祝い金を出すわけにもいかないと思っておりますが、その辺いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

定住の期間ということで御質問かと思えます。

まずもって上峰町の小学校に入学をしていかれる方に祝い金という趣旨でございますので、さきの何年以上ということについては規定をしておりません。

以上です。

○6番（井上正宣君）

そうすると、小学校に入学をするとき、上峰で入学して翌年はほかの町に異動する、それ

でもやっぱり祝い金適用ですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ケースとしてはそういうことも考えられると思います。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○9番（原田 希君）

今の関連でちょっと逆の考え方なんですけど、新年度が始まって入学式の時点ではいなかったけど、例えば、それから1週間ぐらいして転入をされたという場合はどうでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

そのケースがあるかと思います。上峰小学校に1年生に入学した方については対象にしたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（原田 希君）

それともう1点、施行規則（案）の中の第3条「教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、祝金を支給するものとする。」ということで、先ほどの例も適当と認められる場合に当てはまるのかなと思いますが、適当と認められない場合というのはどういうことが考えられますか。先ほどのやりとりの中でもあった部分かもわかりませんが、その場合、どういったケースが考えられるか、お尋ねをします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

本当にまれなケースだと思います。この入学祝い金をもらうがために、例えば、住民票をそのときだけ異動するとか、本当にもう考えられないケースではと思いますが、そういう住民票、子供さんだけをちょっと異動させるとか、そういうところをしっかり見ていきたいと思えます。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○3番（田中静雄君）

関連ですけれども、先ほど同僚議員のほうから私立の小学校といますかね、そういう意見がありましたけれども、例えば、実際に三上地区におりながら学校はどこに行っておるかといったら、吉野ヶ里小学校に行っておるんですね。そしたら、逆の場合もあるんじゃないかと——あるかどうか確認はしていませんが。そういう方々にも祝い金等が出るんですかね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

住民票を上峰町に置いてとしておりますので、そこを第一義に考えております。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第5 議案第11号

○議長（碓 勝征君）

日程第5. 議案審議。

議案第11号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（吉富 隆君）

この改正とは関係がございませんけれども、これもお尋ねでございます。

職員さんの有休のパーセント、消化率はどうなっているか、お尋ねしたい。

○総務課長（北島 徹君）

数字はちょっと正確に覚えておりませんが、有給休暇の消化につきましては非常に少ないということで、各方面から有給休暇を取得してリフレッシュするようという指導は受けております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

本当に消化率が少ないというふうなことでございますので、これも議案第18号と関連が出てくるのではなかろうかというふうに思っております。

やはり職員の数が足りないから消化ができないのではなかろうかと思っておりますので、その辺については十分協議をしていただいて、臨時職員等々について若干名としながらもふやしていただければ、有休消化ができるのではなかろうかと思っておりますので、その辺、今後協議をしていただければと思っております。よろしく願いしておきます。

○議長（碓 勝征君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第12号

○議長（碓 勝征君）

日程第6. 議案審議。

議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

この件について、今現在はこの委員さんの数が5名、そのうち委員4名、弁護士1名で5名を構成しているということ、今回、行政書士、あるいは司法書士の方でも該当するということでの改正ということでもありますけれども、行政書士、司法書士の方々はこの弁護士以外のメンバーに入ってその5名の構成にできるというものか、それとも弁護士じゃなくても行政書士、司法書士の方でもよろしいという意味か、その辺ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

大川議員からの御質問でございます。

現在、弁護士1名、町内識見者を4名となっておりますが、この町内識見者4名の中に士業の方を入れるというふうなことで考えております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第13号

○議長（碓 勝征君）

日程第7. 議案審議。

議案第13号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（原田 希君）

今まで15歳までだったのを18歳ということで拡充されるということで、非常にいいことだなというふうに思っております。

1点、これまでどおり小学生以上になりますかね、償還払いというふうな助成の方法ということでよろしいでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

原田議員の御質問でございます。

今まで小学校以上につきましては償還払いということで実施をしております。高校生の拡大大分につきましても従来どおりの償還払いという形で助成をしていきたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

○9番（原田 希君）

できれば乳幼児医療と同じようにこの小学生以上についても現物支給で対応ができないものかというふうに思っていますが、そのあたりいかがでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

つい2週間ほど前に県のほうで、実は診療報酬の支払基金等々の合同会議がございまして、小学生以上についての子どもの医療の助成をやっている市町が大分ふえてまいりました。実際、保護者の方からも現物給付でできないかという声は県のほうにも多々上がっているということはもう十分承知をしております。そこで、やはり県の医療機関を全部現物給付にしますと、全部医療機関との調整等々が必要になってまいりますので、その辺の調整を今後は県のほうも進めていくということで前向きな考えをお持ちのようでありますので、町といたしましてもその内容に従いまして、現物給付化ということになればその方式に切りかえをしていくという方向に持っていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○9番（原田 希君）

ぜひ上峰町としてもそういった方向でお願いしますということで県のほうにも声を上げていただければというふうにお願いをしておきます。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○6番（井上正宣君）

この問題については、もう少し深く検討すべきだと私は思っておりますが、18歳といえど高校生であっても選挙権をもう有するわけですね。何歳まで子供と思っていられるか、お聞きいたしたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

現在、子供の定義としましては、18歳の年齢到達までということで解釈をしているところでございます。

一応、二十前までは未成年という形になっておりますけど、子供というのは一応、18歳到達の年度末までというふうに判断をしております。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

そうすると、18歳は選挙権があっても子供と、未成年者。未成年者が選挙権を有するという解釈でよろしいですかね。

○住民課長（福島敬彦君）

井上議員の御質問でございます。

医療につきましては、18歳までということで私は解釈をしておるところでございますが、選挙権につきましては、済みません、私のほうでちょっと答えることができませんので、申しわけございません。

○総務課長（北島 徹君）

選挙権の話が出ておりますが、国が制度をそういうふうに変えましたので、部分的には今議員おっしゃるようなことも発生し得るということを考えて上で18歳に下げておりますので、それはそうであろうというふうに思っております。

○6番（井上正宣君）

そうすると、選挙権は18歳、成人式は二十歳、何歳までが子供か、非常に疑問を持つわけですね。子供に選挙権を与える、国の方針であっても全ての国民がもう少し検討すべきであろうと思っておりますが、町長お考えいかがですかね。

○町長（武廣勇平君）

18歳以上への選挙権の拡大は、選挙に若いときから意識を持っていただきたいということであると同時に、これから日本の人口が減少し、少子化が進む中で、低投票率があれば将来世代にわたっての政策の立案ができないということで、もうちょっと意識を、関心を向けていただきたいという国の方向性によるものであるというふうに認識を持っております。

私も同様に選挙について関心が高まり、政治について若い方々の意見が反映される仕組みについては、そのとおりだというふうに思っておりますので、そういう対応を国のほうがされることについては、粛々と行政庁として進めていくべきだというふうに思っております。

また、選挙については、選挙管理委員会の話でありまして、行政委員会から独立したものでございますので、私の個人的な意見としてお捉えいただければと思います。

○議長（碓 勝征君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第19号

○議長（碓 勝征君）

日程第8．議案審議。

議案第19号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

説明の歳出のほうの11ページ、目の一般管理費の13節、委託料の中で、一番上、海外療養費点検委託料というのがありますが、これの説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいま大川議員のほうからの質疑で、海外療養費点検委託料ということでありましたけれども、これは以前ちょっと問題になりました海外での医療を使ったときにその海外の医療の中身が外国語表記とかいう部分でわかりづらいということで、そういう部分を日本語に訳してもらったり、あるいは海外の医療先に問い合わせをしてもらったりというようなところでの委託料ということでございます。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第20号

○議長（碓 勝征君）

日程第9. 議案審議。

議案第20号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第21号

○議長（碓 勝征君）

日程第10. 議案審議。

議案第21号 平成28年度上峰町土地取得特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第21号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第22号

○議長（碓 勝征君）

日程第11. 議案審議。

議案第22号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計予算。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第23号

○議長（碓 勝征君）

日程第12. 議案審議。

議案第23号 町道路線の認定について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

あくまでも確認ということで御理解をいただきたいんですが、この認定については非常に長い間の懸案事項であったかなと思っております。

町道認定に伴いまして、今後の計画、1号線、2号線同様なことをやっていく計画があるのかないのか、まずお尋ねをいたします。

○建設課長（白濱博己君）

町道認定をいただいた後の整備というふうなことでございますが、この整備につきましては、2番議員から一般質問のほうでもお尋ねあつておりましたが、実は防衛関係での土木部外工事ということで、駐屯地自衛隊のほうから紹介をいただきまして、そこについて検討ということで今進めさせてもらっているところでございます。この件につきましては、緊急度なり、また、自衛隊の支援なり訓練ということで、場所等につきましては、事前に現場においでいただくというふうなことも含めて、今、日程調整をしていただいております。そのことが実は確定というふうなことで現在ではおりませんが、この事業につきましては、毎年11月ぐらいに計画なり、正式に申請をするというふうなことでございますので、それに向けて準備をしていくところでございますが、これは、今、現道2メートルから2.3メートルぐらいの農道でございますので、拡幅につきましては当然用地が伴うわけでございます。この用地につきましては、単独費ということでは困難と思いますので、今後、補助事業で対応するというので、新年度に向けて県のほうと協議を進めていきたいというふうなことで考えております。

その部外工事ということと一緒に用地を確保して、その拡幅、幅員的には今現在5メートルというふうなことで考えておるところでございますが、最終的に決定ということではございません。今後、協議をしていきたいと考えております。まず、それに伴いましての用地の確保というふうなことで進めさせていただきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

この認定をするに当たってはですね、これ可決されると僕は思っています。しかしながら、認定は何のためにするのかというものが基本的にセット的でないといけないだろうと僕は思っています。こういうことをやりたいから道路を町道に認定しますよということなんです。自衛隊がどうだとか、補助事業がどうだとかというのは前もってあなたたちは計画に入れておかなきゃできないでしょう。きちっとした計画を立ててくださいよ。そうでしょう。物すごくおくらしている案件なんです。そうしないと、認定の意味がないじゃないですか。やろうとする意欲は見えます。しかし、きちっとした形、町道認定という形をとらないとできないであろうと。認定してからどうなのかじゃないと思う。これは恐らくね、僕は思うんですが、セットものだと。認定に伴う事業計画というのはセットものでなからんばいかんなどと思っておりますので、その辺については今とやかく言う気はございませんので、今後きちっとした形をとっていただきたい。そうしないとね、もう6月議会には恐らく予算上がってくるのではなかろうかと期待しているんですよ。ぜひとも急いでやっていただきたい。お願いしておきます。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○8番（大川隆城君）

この西峰東西3号線につきましては、議員の皆様御案内かと思いますが、以前、道路整備ということでの請願が出ていた箇所でもございます。その当時から民間開発といいますか、いろいろとオファーがあっているような話が聞こえてきておりましたけれども、今現在、かの地域の民間開発といいますか、その関係がどうなるかをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○建設課長（白濱博己君）

西峰東西2号線につきましては、御案内のとおりにも今までも開発ということで、住宅が建ちそびえているところがございますけれども、今後につきましても私の聞くところでも二、三件ということで話があっている、まだ確定的なことではございませんが、あっている状況でございます。

昨年の民間からのお話ということではございますが、昨年7月ぐらいに地元と一緒に協議されて、また、その後の進捗というのはそれ以降あっておりませんが、今後につきましても、その3号線等々の整備の暁にはそういった形での西峰地区の全体的な宅地、住宅の開発が進むものだということで認識しておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

民間開発がまだまだ確定じゃないということではありますが、話はあるということ、

それは推移を見なくちゃわかりませんが。

ところで、この東西3号線の関係について、少し振り返ってお話をさせてもらいたいと思います。というのが、この道路整備関係の請願が出た折に振興常任委員会で審議をし、そして、結論としては採択すべきものということですが、その当時、私も振興常任委員会のメンバーとして、その際、請願に携わった者の一人でございますもんですから、より以上に関心があるわけですが、あの地域からの要望があったときに農業振興、それから地域振興のためにぜひ道路整備、今は本当に軽自動車1台がやっとやっというふうな広さしかないもんですから、もっと利便性を高めるために道路整備をお願いしたいということはもう十分わかっております。

その際に請願が出た折、これが平成26年3月14日に請願が出まして、その後、委員会としての審査をやり、その中では現地視察等々も、これは地元の区長さん初め、役員の皆様方、それから、近隣の地権者の方々もおそろいで一緒になって現地調査等々をやった上で審議をした経過がございました。それで、最終的には平成26年9月に請願を採択すべきということで経過をしておりますが、その際の審査委員会の結果として、少し長くなりますけれども、件名、請願第1号——これは平成26年9月12日付です。「請願第1号 仮称西峰東西3号線道路整備について 審査結果 採択すべきもの 3. 主な意見 本路線は幅員が狭く、排水設備未整備のため、農作業に不便をきたしている。また、湿害により収穫にも悪影響を及ぼしている状況である。今後の農地の有効活用のために、道路拡幅及び排水設備の整備を計画的に行うこと。なお、現在耕作放棄されている農地については、他に迷惑をかけないように管理し、整備の上は遊休地等の発生がないよう、有効利用の確保に努めること。」という意見をつけて採択をしております。

その際に、地元の皆さん方からの意見等々も現地調査しながら聞いた中では、あの路線沿いに3カ所ほど放棄されているといいますか、雑木、あるいは雑草が繁茂している箇所が3カ所ほどありました。その件について地元の方々からはあの一帯がほとんど畑作地帯で、例えば、白菜、あるいはキャベツという野菜を栽培されておりますけれども、そこに今言うように雑木がある、それから雑草があるということで、鳥が集まる場所になっており、そこに来た鳥たちが野菜をつついて食べたりする、あるいは今度は落葉樹なもんですから、その葉っぱが落ちて、白菜、キャベツが巻くときに中に巻き込んでしまう。だから、市場に持っていったら全然価値が下がってしまっただめだと。

同僚議員からもいつか出ておりましたが、下坊所地区の白菜というのは市場ではブランド化といいますか、もう名が通ったものでございまして、評価が高かったわけですが、あの地域一帯、そういうふうな状況で評価がうんと下がっているというふうなことも聞いておりました。そして、とにかく周りの方々からも、何とかあれを伐採してそういうことがないようにということでの意見が結構出ているように聞いておりました。

今回、その地が町道路線認定をということで上がっておりますので、つい先日、その後どうなっているのかなと思って現地へ行ってみましたら、相も変わらずそのままです。そして、もう1つつけ加えて聞いたところでは、3号線の北部のほうに住宅がずっとできていっているわけですが、その住宅地と接するところまで、今言う雑草繁茂がそのまんまの状況にあり、その家の方が、せめて自分のところから1メートルぐらいは自分で刈り取りするからさせてくれということを要請されてもだめだということがあったということも聞いております。

そういうふうな状況で、当時の振興常任委員会の中で、さっき言いましたように迷惑がかからないように管理をなさいということを意見としてつけておりましたが、これが拘束力がないものですから、今、この認定、私も必要だと思いますが、認定されても、かの地はそのまままで推移するんじゃないかなという心配をいたします。そういう状況下にあるものですから、できれば行政指導といいますか、行政のほうからせめて刈り取りはしてくださいよというふうなことを要請してもらえればと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

この町道路線の認定につきましては、上峰町道路の規則によりまして、地元の区長さんと協議をなさいということで事前に協議をし、今現在29名の地権者の方々から当時も提供の同意をいただいております、その地区としては何ら問題ないということで、認定につきましてはぜひお願いしますということで区長さんからいただいております。

先ほど大川議員のほうから農地の遊休地というのですか、迷惑をかけないということで、私も当時、振興常任委員会での現地視察でも立会しておりますし、確認しておりますし、昨今また私出向いて行って、結構、荒廃しているということで認識をしております。この件につきましては、民地ということで役場のほうから、町のほうから強制的なことはできませんが、その請願につきましても一地権者でもございます方の関係ということで同意もいただいております。今後につきましては、認定ということで、並行して地元区長さんにそういった形での役場からのお願いなり、また、関係課とも協議しながら環境整備、伐採等々をお願いしてまいりたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

とにかく振興常任委員会で請願採択してからもう2年近くなろうとしていますが、そのままということで、そしてまた、先ほども言いますように、地元の方々もいろんな迷惑、被害をこうむっている方はいっぱいおられますものですから、だからこそ委員会でこういうふうな意見をつけてやった。しかし、これが受け入れられないとすると、じゃ、委員会は何だいと。せっかく皆さん全体がよくなるためにということでこういうことをしてくださいよということを意見つけてやっても、それがただ言っただけで終わりということじゃ、こりゃ何か

いと、本当に歯がゆいところもあるわけです。

ただしかし、拘束力がないもんですからね、強制的にはできません。先ほど課長言うように、行政サイドも強制的には無理かもしれません。ただしかし、ここがよくなるためには、やはりそれは払拭しなくちゃならないことであることは間違いないと思いますから、せめて行政のほうから、そういうことがないように、それこそ指導をしてもらいたいということでございます。

この辺について、担当課長はもちろんであります、町長がどういうふうにお考えになるか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

この町道路線認定の議案につきましては、今、議員が御紹介いただきましたように、振興常任委員会での条件がついておるものでございます。

先ほど議員が申されましたとおり、側溝の改修、排水状況をよくするというのと拡幅ですね、拡幅をしていただきたいということの条件として、適正管理ということで表現をされております。一方で、私どもにも、先ほど地元の住民の方、また区長さんを初め、要望、早期の実施を求めるお声と、議員が代弁しておられると言われました伐採というお声があるということでございます。よって、振興常任委員会の方向性としては側溝改修と排水状況をよくするというのと拡幅について条件をつけられているものというふうの確認し、加えてその事業を進めるための町道認定に制約を設けられているものではないということと理解し進めながら、一方で、本当に地元の方々が、あそこの地を伐採だけでよいのか、議員がかねて申されました大きな木の伐木等も求められておられるのか、そこを改めて確認をさせていただく必要があるというふうに思っております。

適正管理ということで表現をされておったものですから、このような形で2年もたっている地元からの声が上がってきている以上、進めさせていただきたいというふうにいるところでございます。

○8番（大川隆城君）

冒頭に申しましたように、地域振興のために道路整備することには私も賛成でございます。

ただ、今言ったような心配が今後も続くとするならば、やはりそれは省いていかなくちゃいけないということはもう当然でありますので、先ほど町長からお考えを示していただきましたもんですから、ぜひその辺も十分お考えいただいて、対応をして今後進めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この問題につきましては、私も1号線、2号線の建設に当たってまいりました。これには目的があったんですよね、住宅街にしようよという目的がありました。そのために上下水道も入っているはずなんです。入らなんでしょう。だから、今後、仮称3号線とは申せ、農業主体に拡張、排水路までつくるのか、住宅地も兼ねたところでやるのか、じゃ、企業誘致もできるじゃないかとかいう問題等々出てきますので、担当課としてはどのようなお考えなのか、お尋ねをしたい。

○建設課長（白濱博己君）

今現在、農道として使われておりますが、幅員的には狭く離合もできないということで、地元につきましては大変御不便をかけておるといふような状況でございます。道路整備という観点から申しますと、今現在の農業の通行での利便性なり農業振興ということではありますが、あわせて、道路ができますと、あそこに上水道なり下水道を引かないと宅地にはなかなかならないということで、当然この計画する際には上水道、それから、下水道の整備は補助事業ではなかなかできないということで、恐らく整備する際には単独費になるかと思っております。そういった形で布設を考えていき、また、上司と協議をしていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

仮称3号線については、行政の方も大変御苦労されたと思います。地権者との用買の関係等々いろいろな問題があったわけですね。だから、おくれてきているのはもう事実ですから、何で今できたかという、やっぱり農業をする人が減ってきた、後継者がいないというのも一つの要因だろうと思います。

ぜひともこの道路については、早く建設をしていただきたいと思っておりますし、今、同僚議員からも出ているように、繁茂しとつとが余りにも雑草が高過ぎる。と同時に、北側につきましては住宅街に近いんですよ。だから、誰かたばこの火でやって火事とかいう問題等々も含んでいますので、強制的なことはできないとしながらも御努力方をお願いしておきたい。目的はもうはっきりしています。工場団地にもいいし、住宅にもいいし、拡張することについて農業もしやすくなるので、ぜひ早く進めていただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第24号

○議長（碓 勝征君）

日程第13. 議案審議。

議案第24号 上峰町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約に係る協議について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合によって3月17日は休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、3月17日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は御苦労さまでした。

午前11時2分 散会